

表 ドイツ入国に際しての検疫措置(2021年8月1日現在)

リスク地域	入国者	入国前～入国後の義務		
		電子入国登録	陰性証明書	自主隔離
①指定なし	ワクチン接種証明書または回復証明書の所持者	不要	不要	不要
	ワクチン接種未完了者		必要 (注1)	
	12歳未満		不要	
②ハイリスク地域	ワクチン接種証明書または回復証明書の所持者	必要	不要	不要
	ワクチン接種未完了者		必要 (注1)	10日(注2)
	12歳未満		不要	5日
③変異株まん延地域	ワクチン接種証明書または回復証明書の所持者	必要	必要 (注1)	14日(注3)
	ワクチン接種未完了者		必要 (注1)	
	12歳未満		不要	

(注1)陰性証明書の要件は、ドイツ入国前48時間以内に実施した抗原検査、または入国前72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明書。ただし、「変異株まん延地域」からの入国の場合には、ドイツ入国前24時間以内に実施した抗原検査、またはドイツ入国前72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明書の提示が求められる。

(注2)入国後5日目以降に実施した新型コロナ検査の結果が陰性の場合、隔離5日目以降(陰性が確定して以降)に隔離を終了することが可能。

(注3)14日間の隔離義務の間に当該地域が「ハイリスク地域」に指定された場合には②の「ハイリスク地域」の、リスク地域から外された場合には①の一般の検疫措置ルールが課されることになる。

(出所)連邦政府の資料に基づきジェトロ作成